

税務のお知らせ

建物の新築・増築・減失の連絡のお願い

固定資産税や都市計画税は、毎年1月1日を基準日として、課税しています。平成23年中に建物を新築・増築・減失（取り壊し）をした場合には、平成24年度の税額が変更になります。その建物の不動産登記を変更していない場合や不動産登記をしていない建物に変更があった場合は、所在する地域の資産税担当へご連絡ください。

- ◇問合せ
- 本 資産税課 ☎(21)2127
 - 大 税務課 ☎(43)9208
 - 藤 税務課 ☎(62)0902
 - 都 税務課 ☎(29)1101
 - 西 地域まちづくり課 ☎(92)0305

固定資産税（償却資産）の申告書を送付します

平成24年1月1日現在で、市内に事業用の償却資産を所有している個人又は法人は、償却資産の申告が必要です。平成24年1月31日までに申告してください。なお、前年度に申告された方には12月9日に申告書を送付します。申告書が届かない場合は、下記へ問い合わせください。

◇問合せ

特別巡回徴収を実施します

12月は「市税等徴収強化月間」として、徴収強化に取り組んでいます。

滞納がある方は、すみやかに納付をお願いします。なお、納付やご相談等がない場合には、12月の間に市職員が徴収のため訪問します。再三の催告や訪問による徴収にも応じない場合、法令に基づく財産の滞納処分（差押・公売など）を行う場合があります。事情により納付が困難な場合には、分割納付の方法もありますので、納税相談にお越しください。

- ◇問合せ
- 本 収税課 ☎(21)2131
 - 大 税務課 ☎(43)9208
 - 藤 税務課 ☎(62)0902
 - 都 税務課 ☎(29)1101
 - 西 地域まちづくり課 ☎(92)0304

相続等に係る生命保険契約に基づく年金を受給していた方の市民税・県民税について
ご遺族が年金として受給する生命保険のうち相続税の課税対象となった部分は、所得税の課税対象とならない、とする最高裁判所の判決がありました。これにより、平成12年分以降の納めすぎとなっている所得税について税務署で還付の手続きを実施しています。

交通防犯課からのお知らせ

交通安全市民大会

◇日時 12月16日(金)午後2時

◇場所 栃木文化会館(旭町)

◇目的 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚と、交通ルールの順守、交通マナーの向上を図り、交通事故を防止すること

◇内容 1部 式典
2部 アトラクション

◇参加費 無料

◇12月11日(日)～31日(土) 年末の交通安全運動

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 高齢者に優しい運転・3S運動
- SEEL(発見する) SLOW(減速する) STOP(止まる)の推進
- 飲酒運転の根絶

☆12月11日(日)～1月3日(火) 年末年始における特別警戒の実施

警察では、年末年始に多発する様々な交通事故を未然に防止するため特別警戒を実施します。

☆共通事項

◇問合せ 交通防犯課 ☎(21)2141

幸せを求めて

問合せ 本 人権推進課 ☎24-2444

12月4～10日は人権週間です

日時	場所	問合せ
11月22日(火) 9:30～11:30	都賀老人憩いの家(都賀町原)	都 生活環境課 ☎29-1102
12月6日(火) 10:00～12:00	大平隣保館(大平町新)	大 人権推進課 ☎43-6611
12月6日(火) 10:00～15:00	厚生センター(旭町)	本 人権推進課 ☎24-2444
12月7日(水) 10:00～12:00	藤岡公民館(藤岡町藤岡)	藤 生活環境課 ☎62-0903
12月9日(金) 13:00～15:00	西方保健センター(西方町本城)	西 生活環境課 ☎92-0306

☆人権を考える 市民の集い2011

市では、人権尊重のまちづくりを推進するため、左記の通り講演および展示会を開催します。また、市内小学生の人権書道や人権原画コンテストへの出品作品等の展示を行います。

◇日時 12月10日(土)午後1時30分～(午後1時開場)

◇場所 栃木文化会館(旭町)

◇定員 1,200人(先着順)

◇入場無料(整理券等なし)

◇演題 「混迷の時代を生きる命の重さ」～私の取材ノートから～(国際情勢や国内の社会問題、教育問題、人権・平和等に関する講演)

◇講師 テレビ、報道の場で活躍するジャーナリスト 江川紹子氏

☆スポーツを通じて差別撤廃を

7月に行われたFIFA女子ワールドカップドイツ2011は、日本中に熱狂と感動を与えてくれました。

世界中から様々な人種・民族が集まり、スポーツで競い合うことは、互いを理解し、尊敬し合える素晴らしい機会です。

また、世界中で期間中に述べ数百万億の人々がテレビ・ラジオ等を通じて視聴しているため、そこから発せられるメッセージには大きな影響力があります。その影響力を利用し、2006年以降FIFAワールドカップでは、ベスト8以降の試合で差別撤廃「say no to racism」のスピーチをキックオフ前に行うことになっています。日本代表チームも主将の澤穂希選手が次のようなスピーチを行いました。

『日本代表チームは、人種、性別、種族的出身、宗教、性的指向、もしくはその他のいかなる理由による差別も認めないことを宣言します。』

私たちはサッカーの力を使ってスポーツからそして社会の他の人々から人種差別や女性への差別を撲滅することができます。この目標に向かって突き進むことを誓い、そして皆様も私たちと共に差別と闘ってください。よろしくお願いいたします。』

このスピーチに込められた日本代表チームの思いをしっかりと受け止め、スポーツから、そして社会から全ての差別を撲滅するという目標に向け、一緒に進んでいきましょう。

政治家が選挙区内の人に贈る、お年賀、お歳暮、病氣見舞い、葬式の花輪、供花、落成式、開店祝の花輪、町内会の集会や旅行、地域の運動会などへの飲食物等の差し入れは、公職選挙法で禁止されています。

また、有権者が寄付をするよう勧誘や要求することも禁止されています。

寄付禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

◇問合せ 栃木市明るい選挙推進協議会 ☎(21)2631

今と未来に確かなメリット!

老後までトク
●掛金は全額所得控除
●掛金は自由に設定

老後からラク
●基本は終身、一生お受取り
●万が一の時は一時金も

備えてあんしん
栃木県国民年金基金
国民年金にプラス、自分で入る公的な個人年金

資料請求・お問い合わせは
☎0120-65-4192

何か困っていることはありませんか?

相続・遺言のお手伝いをいたします。
お気軽に御相談下さい。(相談・見積りは無料です)

【営業時間】(平日) 8:00～19:00 (第2・第4土曜) 8:00～17:00 (土・日曜日) 事前予約で承ります。

(認定) 司法書士・(ADR認定) 土地家屋調査士・行政書士
佐山隆事務所
〒328-0035 栃木市旭町19番16号 栃木市栃木文化会館斜め前
TEL 0282-24-2555 FAX 0282-22-5321 携帯 090-3140-1196